## 生食用食肉取扱者名簿

## 営業所の名称

	生食用食肉取扱者	生年月日	資格	免許証、修了証書等	
				年月日	番号
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

## <資格>

- ① 医師·歯科医師·薬剤師·獣医師
- ② 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者
- ③ 都道府県知事の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者
- ④ 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食肉製品製造業に3年以上従事し、かつ、都道府県知事の登録を受けた講習会の課程を修了した者
- ⑤ 認定生食用食肉取扱者の養成に係る講習会を修了した者
- ⑥ 食品衛生責任者の資格要件を満たす者
  - 食品衛生管理者・食品衛生監視員・食鳥処理衛生管理者・栄養士・調理師 製菓衛生師・船舶料理士・食品衛生責任者養成講習会修了者・その他